

25 総第 1122 号
平成 25 年 9 月 19 日

亀岡市議会議長
木 曾 利 廣 様

亀岡市長 栗 山 正 隆

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

報告第 1 号 損害賠償額の決定について

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年9月19日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第8号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月3日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、地域下水道施設の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成25年9月3日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 11,417円
- 2 損害賠償の相手方 京都府向日市在住 72歳女性

3 事故の概要

平成25年6月8日午前9時頃、相手方が市道宮川学校線を歩行中、市道に設置されたマンホールと路面との段差につまずき、左足首を捻挫した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 11,417円
- 2 損害賠償の相手方 京都府向日市在住 72歳女性

3 事故の概要

平成25年6月8日午前9時頃、相手方が市道宮川学校線を歩行中、市道に設置されたマンホールと路面との段差につまずき、左足首を捻挫した。